

西海市教育委員会（令和3年第4回定例会）会議録

期 日：令和3年4月22日（木） 午前9時開会

場 所：西海市教育委員会 3階大会議室

出席委員：教育長 渡邊 久範

委員 北島 淳朗、寺本 温、川南 まつみ、村山 みほ

出席者：教育次長 山口 英文、教育総務課長 田口 春樹

学校教育課長 楠本 正信、社会教育課長 岩永 勝彦

教育総務課 課長補佐 森下 直也、浦辺 収

学校教育課 参事 坂口 洋介

社会教育課 課長補佐 堤 猛、浦崎 光芳

書記 林 大樹

傍聴者：なし

1. 開会

○教育長

ただいまから、第4回定例教育委員会を開会いたします。

本日はテレビ会議として開催します。

2. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に寺本委員、村山委員を指名いたします。

3. 会期決定について

○教育長

会議は本日1日限りといたしますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、会議は本日1日限りといたします。

4. 教育長諸報告

○教育長

臨時校長会

スポーツ推進審議会

県立高等学校改革推進室長来庁

第11回部長会

文化財保護審議会

西彼青年の家運営協会理事会

教職員定年退職者辞令伝達式

第3回社会教育委員会
図書館協議会
大島幼稚園閉園に伴う辞令交付式
西海市退職並びに併任期間満了に係る辞令交付式
西海市辞令交付式
公立小中学校教職員辞令伝達式及び辞令交付式
教育委員会事務局職員辞令交付式
江島中学校入学式
大島こども園入園式
校長会
琴平神社春季大祭
新型コロナウイルス感染症対策本部会議
租税教育推進協議会会長来庁
すこやか長寿財団会長来庁
佐世保ライオンズクラブ会長来庁
教頭会
市長登庁出迎え
新型コロナウイルス感染症対策本部会議

5. 議事

日程第1「議案第23号 西海市いじめ等調査委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第1「議案第23号 西海市いじめ等調査委員会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

委員名簿は3ページです。任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日です。新たに委員をお願いする方は、2番の●●委員、役職はスクールカウンセラーです。もう一方は3番の●●委員、役職はスクールソーシャルワーカーです。説明は以上です。

○教育長

ただいま、議案第23号の説明がありました。質疑ありませんか。

○寺本委員

昨年度、この委員会に具体的な動きがあったのであれば教えてください。

○学校教育課長

まず、令和2年度の各学校からのいじめの報告件数ですが、小学校が14件、中学校が11件でございます。この報告を受けて、この委員会が改めて調査をするといった動きはありませんでした。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第23号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第23号 西海市いじめ等調査委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2「議案第24号 西海市就学支援委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第2「議案第24号 西海市就学支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3ページが委員名簿になります。この中で変更となった委員について説明します。5番の●●委員、西海小学校の校長先生です。それから9番の●●委員、西海中学校の先生です。10番の●●委員、大瀬戸中学校の先生です。11番の●●委員、市の保健福祉部の保健師です。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第24号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第24号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第24号 西海市就学支援委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第25号 西海市学校運営協議会委員（西海市立西海小学校及び西海市立江島小中学校）の委嘱について」

○教育長

日程第3「議案第25号 西海市学校運営協議会委員（西海市立西海小学校及び西海市立江島小中学校）の委嘱について」を議題とします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3 ページが西海小学校の委員名簿になります。1 番から11番までの方に新たに委員を委嘱するものです。

それから4 ページにつきましては、江島小中学校の委員になります。1 番から9 番までの方に新たに委員を委嘱するものです。説明は以上です。

○教育長

ただいま、議案第25号の説明がありました。質疑ありませんか。

○寺本委員

西海小学校の1 番と11番の方の備考欄についてですが、地域コーディネーターと学校コーディネーターとはどういったものか教えてください。

○学校教育課長

まず、コミュニティスクールというのは、地域と学校がより深い関係で連携しながら、学校運営を進めていくものでございます。地域には、それぞれ活躍されている団体等がございます。そういった地域側の団体の取りまとめを行っていただく窓口が地域コーディネーターになります。学校側も取組がありますので、学校側の窓口として学校コーディネーターを設置するようになっております。以上です。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第25号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第25号 西海市学校運営協議会委員（西海市立西海小学校及び西海市立江島小中学校）の委嘱について」は原案のとおり可決されました。

日程第4 「議案第26号 西海市立小・中学校省令主任等の任命について」

○教育長

日程第4 「議案第26号 西海市立小・中学校省令主任等の任命について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

4 ページが一覧表になります。教務主任から記載しておりますが、○印は初めて任命される方で、◎印は兼務する場合の主たる主任となります。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第26号の説明がありました。質疑はありますか。

○寺本委員

参考条文の第24条に、「学校には、司書教諭を置く。ただし、特別の事情があるときは、

これを置かないことができる。」とあります。表の中には司書教諭が1名もいらっしゃいませんが、その理由を教えてください。

○学校教育課長

司書教諭の設置については、学級数の規定がございまして、12学級以上は必置になっております。本市では12学級以上の学年はございませんので、必ず置かなければならないということではございません。昨年度までは雪浦小学校が司書教諭を置いておりましたが、学校運営上必要であるということから置いていたものでした。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第26号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第26号 西海市立小・中学校省令主任等の任命について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第27号 西海市奨学生選考委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第5「議案第27号 西海市奨学生選考委員会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

2ページが委員名簿になります。変更となった委員は7番の●●委員です。市の校長会代表です。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第27号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第27号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第27号 西海市奨学生選考委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第28号 西海市公民館公衆無線LANサービスの利用に関する要綱の制定について」

○教育長

日程第6「議案第28号 西海市公民館公衆無線LANサービスの利用に関する要綱の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

2ページからが要綱案になります。概要について説明します。

趣旨では、利用について必要な事項を定めるという規定をしております。

管理運営では、管理運営は教育長が行うとしております。

利用場所としては5箇所ございます。西彼教育文化センター、西海公民館、大島離島開発総合センター、崎戸中央公民館、大瀬戸コミュニティセンターです。それぞれの施設で2部屋を利用可能場所としています。

利用者については、児童生徒及び学生のうち、学習のために利用する者、公民館講座の主催者及び受講者、その他教育長が必要と認めた者としております。

利用時間としては、基本的に公民館が開いている時間になります。学習に利用する場合は、午前9時から午後6時まで、公民館講座に利用する場合は、午前9時から午後10時までとしております。

災害時には避難者が利用できるようになっております。

利用料は無料ですが、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、利用者負担となります。

利用する際は申請書を提出していただきます。

また、禁止事項や利用の停止、免責などを定めています。

6ページのポイント2ですが、無線LANは職員が常駐している公民館に設置し、利用可能な部屋は、各施設の大ホールと和室に統一しています。

説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第28号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

○北島委員

公立公民館の公立を条文から削除するという訂正に関連してお尋ねです。第1条で西海市公民館(以下「公民館」とする。)としていますが、第9条で西海市公民館等と出てきています。これは公民館とはイコールではないということでしょうか。また、そうした場合、公民館等とはどういった施設を指すのでしょうか。

○社会教育課長

大瀬戸のコミュニティセンターなどは施設の一部が公民館となっており、施設全体が公民館ではない場合がありますので、等という表記になっております。

○北島委員

この要綱では、公民館に大瀬戸コミュニティセンターも含まれているんですね。申請書が共通で、第9条に記載されているこの規則の申請書を併用してくださいということ

あり、この要綱の公民館とは違うものとして読み取るということでしょうか。

○社会教育課長

公民館の類似施設も同じ様式を使っておりまして、北島委員のおっしゃるとおりでございます。

○寺本委員

第5条で、学習に利用する場合、午前9時から午後6時までとなっています。長期休暇期間であればこれでいいと思いますが、通常時はもう少し遅い時間まで、午後10時までとは言いませんが、延ばしてもいいのかなと思いました。

○学校教育課長

子どもの帰宅時刻が定められておりまして、遅くとも午後6時には帰宅をすることになっております。そこから午後6時と定めていると思っております。

○寺本委員

例えば、部活が終わって帰ってきた子が無線LANを利用して学習や宿題をする場合には厳しいんじゃないかなと思ったのですが。

○社会教育課長

そういった意見については理解しておりますが、サービスを導入するにあたって、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時交付金を活用しております。その中で、学校の臨時休業に伴う学習の支援等という部分を念頭に置いた導入になりますので、先ほど学校教育課長からもあった帰宅時間なども含めて、午後6時という時間を設定しているところです。

利用時間も含めてですね、今後運用しながら、研究、検討していきたいと思っております。

○寺本委員

第13条に「フィルタリングを実施したことにより」とありますが、子どもたちが使用することを前提にフィルタリングは当然実施されるべきだと思いますが、フィルタリングについてお考えがあればお聞かせください。

○社会教育課長

フィルタリングについては、市がシステムを使用するうえで実施しているフィルタリングと同等のものを実施するようにしております。厳しめにはなっておりますが、フィルタリングを通り抜けるものが出てくることも考えられますので、そういった場合は随時対応していく予定にしております。

○寺本委員

最後はお願いになります。この無線LANがGIGAスクール構想や先ほど説明のあった臨時交付金など関係していることは理解しておりますが、最終的にはこの無線LANをオープンなものにして、例えば観光客などが利用できるようにするとかですね、他部局とも相談しながら進めていただきたいなと思います。

○教育次長

その件については、市長部局でも話題になっておりました。今のところ市長部局では、観光面などに広げていくという考えはあまりないようですが、今後、協議しながら検討していきたいと思っております。

○村山委員

公的施設だけではなく、今後、自治公民館や学童にも、こういった無線LANの補助や整備を進めていただければと思います。

○教育次長

自治公民館は総務部の管轄になるところもあります。費用負担など検討する部分がありますので、協議しながら検討してまいります。

○川南委員

公民館で無線LANを使用するというので、どれくらいの子どもが利用するか分かりませんが、集まることによって密になったりすることが心配されます。部屋の広さは十分でも、子どもが集まれば広さに関係なく近づきますので、注意してくれる人がいるとか、そういったところはどのようにお考えですか。

○社会教育課長

もちろん人が集まることも考えられます。そういった時に注意喚起を行うためにも、職員が常駐する施設を選んで設置させていただきました。常駐する職員にも指導徹底を行うようにしております。

○教育長

もし臨時休業になって、家庭に無線LANが無いという生徒が多い場合は、先生方にも巡回といいますか、学習を見てもらうようなことも個人的に考えております。密になってしまっただけのために休業したのか分からなくなりますので、色んな工夫をしたいと考えております。

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第28号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第28号 西海市公民館公衆無線LANサービスの利用に関する要綱の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第29号 西海市立小中学校に勤務する職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」

○教育長

日程第7「議案第29号 西海市立小中学校に勤務する職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

内容は3ページの新旧対照表でご確認いただきたいと思います。学習支援員の職務につ

いては、学校内で行うこととしておりましたが、より多様な支援を行うために、学校内から学校内及び学校に準ずる場所に変更するものです。

学校に準ずる場所としては、学校への出席扱いとなる適応指導教室を考えています。

また、令和3年4月1日現在、適応指導教室を利用する児童生徒数は9名です。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第29号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

あおぞら教室などへの支援かと思われませんが、これまでは、学習支援員はあおぞら教室等には行けていなかったということでしょうか。それとも実態に合わせて変更をするということでしょうか。

○学校教育課長

学習支援員は学校内での勤務ということで、実際に適応指導教室に行ったことはありませんでした。

○北島委員

学習支援を進めていただくことはいいことだと思いますが、改正を行うということは適応指導教室を利用する児童生徒が増えてきたり、今の人数では対応しきれないといった状況があるということでしょうか。

○学校教育課長

小中学校における特別支援学級の標準人数は8名ですが、西海市で適応指導教室を利用している児童生徒は9名ということで、人数的にも多くなってきています。ただし、9名全員が毎日来ているわけではございませんので、複数配置までには至らない状況です。

大島地区で利用されているお子さんに、学校に行ったり、適応指導教室に行ったりというお子さんがおられます。家庭の状況によって変動がある、支援が必要なお子さんです。そういった時に、この規程を改正することによって、より柔軟な指導ができると考えたところでの提案でございます。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第29号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第29号 西海市立小中学校に勤務する職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第30号 令和3年度教育委員会所管大型事業に係る事業計画について」

○教育長

日程第8「議案第30号 令和3年度教育委員会所管大型事業に係る事業計画について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

2ページ、3ページの一覧表で概要をご説明いたします。これらは全て令和3年度に実施するものです。

まず教育総務課所管分ですけれども、1つ目が西彼北小学校施設等整備事業です。令和3年5月から令和4年1月までを事業期間として、校舎の大規模改修工事を行います。2つ目は大島東小学校施設等整備事業です。令和3年6月から令和4年2月までを事業期間として、校舎の大規模改修工事を行います。3つ目は大崎地区スクールバス購入事業です。33人乗りを1台、29人乗りを1台、スクールバスとして購入予定です。4つ目は小学校遊具更新事業です。令和3年5月から令和4年3月までを事業期間として、9校の遊具について、各1基を更新予定です。

次に学校教育課所管分です。学校給食設備機器更新事業になります。令和3年6月から令和4年3月を事業期間として、西海、大島、大瀬戸の給食センターの設備を更新するものです。

最後に社会教育課所管分です。大瀬戸歴史民俗資料館改修事業です。令和3年6月から令和3年8月を事業期間として、笠木撤去などの資料館改修工事を行います。以上で説明を終わります。

○教育長

ただいま、議案第30号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第30号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第30号 令和3年度教育委員会所管大型事業に係る事業計画について」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

6. その他

各課報告(資料により報告)

次回の定例教育委員会：5月20日(木)午前9時30分～

7. 閉会

○教育長

これで、本日の定例教育委員会を閉会します。（午前10時35分閉会）